

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○福島県議会
福島県議会
福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する
件

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により、平成二十七年年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十八年五月三十一日

福島県議会議長 杉 山 純 一

- 1 公文書の開示請求の件数
12件
- 2 公文書の開示の決定等の状況
(1) 決定等の状況

(単位 件)

区 分	件 数
全 部 開 示	5
一 部 開 示	7
小 計	12

不 開 示	開 示	合 計
うち 公文書の不在	0	0
請 求 の 取 下 げ	0	0
却 下	0	0
合 計	0	12

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。
(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一 部 開 示	不 開 示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	7	0	7
第3号 (事業情報)	7	0	7
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	14	0	14

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。
3 不服申立ての状況
行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

不 服 申 立 て	前年度からの繰越件数	0	決	当該年度中にあつた新規件数	0	定	却下	0	棄却	0	答認	0	一部答認	0	小計	0	取下げ	審理中
	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0				
(総務課)																		